



ビオトープ・サロン 生物多様性保全のための取組み

徳島県の生物多様性活動第三弾、特定外来生物奮闘記です。関連記事はニュース019、020をご参照下さい。
 (編集担当)

【2010年猛暑とともにやってきた特定外来生物】

寄稿：片山博之（徳島県自然環境課課長補佐）

2010年は、各地で観測史上記録を塗り替える猛暑日が続ぎ、人間にとっては本当に厳しい夏となりました。ところが、この猛暑が招いたかのように、2種類の特定外来生物が、突然徳島県で発見されるという事態が生じたのです。これは、まさに地球温暖化が招いた私たちへの警鐘と考えるのは、考えすぎでしょうか？

その2種類の生物は、セアカゴケグモとアルゼンチンアリです。いずれも、環境省が指定する侵略的外来種に当たり、拡大すると徳島県の生態系に大きな影響を与えます。そのため、その後、マスコミから追い立てられるようにバタバタと調査し、捕獲や駆除に走り回った奮闘記を書きます。

1. セアカゴケグモ

それは、7月30日他県から来た釣り客によって突然もたらされた情報によって、大変な騒ぎとなりました。特定外来種のセアカゴケグモが鳴門市里浦の大手海岸で発見されたという情報が、県にもたらされ、外来種の毒グモであるということで、新聞にも大きく取り上げられました。

7月30日にはさっそく自然環境課職員が調査に入り、成虫メス25匹、卵のうを5個発見し、駆除しました。翌日もメス13匹、卵のう15個を発見しこれも駆除しました。7月31日には他の海岸にも漂流して増えていないか調査しましたが、幸いにも確認されませんでした。このセアカゴケグモは、夏に繁殖力が旺盛で、他のクモ類や節足動物を駆逐してしまうため、できるだけ捕獲して駆除してしまわなければいけないからです。

真夏の炎天下の中で、その後、4回の関係機関からの参加を頂いた(ビオトープ管理士会も2回参加頂きました)調査と捕獲で成虫メスが225匹、オスが52匹、卵のうが171個発見され駆除されました。炎天下の中参加された皆さんお疲れ様です。まだまだ生息していると思われるので、これからも継続調査したいと思っています。



2. アルゼンチンアリ

まだ、5回目のセアカゴケグモの調査をやっている8月27日、これも民間の方から突然もたらされた情報でした。最初に、見つけた方は徳島市津田海岸町(津田木材団地)の運送会社の方です。

夜中に多くのアリが集団でゾロゾロと移動し、車の中まで入ってくるのでおかしいと感じたようです。そこで、徳島県立博物館に持ち込まれ、アリの行動パターンや形態からほぼアルゼンチンアリと思われたのですが、念のために、専門家である香川大学の伊藤教授のもとに標本を持参しました。そして、確認してもらったところアルゼンチンアリであることが確認されました。

7月28日と29日にかけて、博物館の館長さんが津田木工団地を調査したところ、右に示す図のようなかなり広範囲の区域に生息することがわかりました。そして8月30日に、この自然環境課にその情報もたらされ、すぐに夕刻に博物館館長さんの案内で確認しました。

アルゼンチンアリは、ぱっと見は普通の日本のアリとなかなか見分けがつかないですが、その歩く速さの速いこと速いこと。すぐに分かりますよ。9月3日と4日には、先ほどの伊藤教授が調査に来てくださり、津田木材団地やそれ以外の港湾箇所や徳島市内の公園などを調査されました。その結果、津田木材団地のその他のエリアで調査されましたが、幸いなことに、団地以外では確認されませんでした。

そこで、9月8日に津田木材団地内の業者の方などに説明会を行い、9月下旬にはトラップによる生息調査を開始し、さらに、10月1日からは薬剤による一斉防除を行い、根絶を図っておりますので、皆様の御協力をお願いします。



ビオトープ・セミナー 資格試験に挑戦して基礎知識を修得しよう!

ビオトープ管理士資格試験過去問題 出展：(財)日本生態系協会主催「ビオトープ管理士セミナー」のテキストより
無断転載禁止：本紙は財団法人日本生態系協会の許可を得て転載しています。 記者：編集担当

【環境関連法：正答・解説は次号で紹介】

問 022：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(略称：外来生物法)について述べた次の文のうち、正しいものはどれですか。

1. 特定外来生物に指定されるのは生きた個体であり、卵や種子は含まれない。
2. 特定外来生物に指定されるのは全て、海外を原産地とする生物である。
3. 哺乳類ではアライグマなど、魚類ではオオクチバス、コクチバスなど、植物ではハリエンジュ、トウネズミモチなどが特定外来生物に指定されている。
4. 未判定外来生物は、在来の生態系等への影響を及ぼすおそれがあるかどうかまだ科学的に明らかでない生物を指し、現時点では輸入にあたっての特別の届出の必要はない。
5. 特定外来生物であっても、それが鳥獣の場合、外来生物法に基づき認定を受けた防除活動でも、その種を捕獲するには、別途必ず鳥獣保護法に基づく捕獲許可を事前に申請し、許可を得ておく必要がある。

前号021の解説

ビオトープの評価は、地域の野生生物の生息・生育地として評価すべきであり、必ずしも希少種に特定して評価するものではない。ビオトープとしてのポテンシャル(潜在能力)を評価することも重要で、将来を予測した評価も必要である。異なる複数のビオトープを必要とする生物や、ビオトープ・ネットワークの観点から、ビオトープの価値は周辺環境にも左右される場合がある。ビオトープタイプには様々な分類がなされるが、バッタや草地のビオトープとオオタカや森林のビオトープのように、タイプによって成立に至る時間に大きな違いがある。合衆国ではHEPという手法によって対象種のビオトープの価値を数値化し、代償ミティゲーションに用いられている。しかし、すべての価値の数値化には至っておらず、現在も各国の様々な研究者や機関により生態系や生物多様性の経済的価値など様々な評価手法が研究されている。

最近の受験者は、環境NPO構成員、国・地方公務員、外郭団体や地方自治体職員、退職者、学生等が増加傾向。

ビオトープ・サロン 熱血オジサン奮闘記! ~ブログ-ビオトープ気延の里~

寄稿：石井町のわんぱくおじさん(ビオトープ気延の里)

【いきものビオトープクラブ ~絶滅危惧種と生物多様性~ 7月14日 雨】



7月14日 雨 今日石井小学校の「いきものビオトープクラブ」のクラブ活動の日でしたが、あいにくの梅雨空。朝から大粒の雨が降って野外活動は中止になってしまいました。6年3組の教室で18人の子供たちと2人の先生方と一緒に、絶滅危惧種と生物多様性について勉強しました。といってもわずか45分間、しかも説明は私めがするんですから、レベルはたかが知れてますが。

ビオトープ管理士の榎本さんからお借りした徳島県のレッドデータブックを参考に、なぜ生物が絶滅するのか、そして、生物の多様性はなぜ必要なのか、を勉強しました。小学4年生から6年生ですが、少々難しかったようでした。でも、絶滅の原因の中で環境が悪くなった(環境汚染)とか、農薬のせいとか、人間が殺したとか、いろいろな意見が出ました。せめて私たちいきものビオトープクラブの人達だけでもゴミを捨てないように、環境汚染をしないようにと約束しました。

ビオトープ・ナビ 今月の「たからもの」

記者：榎本幸実(会員)

【モスラの幼虫発見! ?】



「30cm以上の大きなミノムシがぶら下がっている」との情報。

「そんなはずはない」と断言するも、しぶしぶお付き合い。

「あっ!...?」さて、皆さん、これはなんでしょう?

やはり、不確かな情報は自らの確認が必要ですね!

ビオトープ・ナビ ちょっとブレイク

記者：編集担当

『生物多様性条約第10回締約国会議 COP10』
 COP10(コップ テン)・・・最近よく耳にしたと思いますが、何のことかご存知でしょうか?

COPとは「Conference of the Parties」の略で、国際条約を結んだ国が集まる会議(締約国会議)のことです。生物多様性条約では、COP10(愛知・名古屋)がこのほど閉幕しました。今年は、COP6(2002年/オランダ・パーク)で採択された「2010年目標」の目標年にもあたり、国際的な生物多様性保全の取組みにおける大きな節目となる重要な会議と位置づけられていました。

各地でも関連するイベントが開催されています。いったいどれだけの人が「遠い国のお話」ではなく、身近で重要な問題として感じられたのでしょうか?

編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報のもとより、皆様の活動やお仕事、日常生活を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください! 編集：河野登子

【E-mail : tokotoko.utana@gmail.com URL : http://biotopetokushima.yu-yake.com】